

令和2年度 東京都  
次世代ウェルネスソリューションの構築事業

公募要領

令和2年6月

株式会社日本総合研究所

# 目次

1. 事業概要.....	2
1.1 背景・目的.....	2
1.2 実施スキーム.....	2
1.3 実施期間.....	3
1.4 プロジェクト支援費.....	3
2. 募集対象.....	4
3. 応募要件.....	5
3.1 応募要件.....	5
3.2 応募主体の条件.....	5
3.3 代表団体.....	6
3.4 その他.....	6
4. 応募手続き.....	8
4.1 応募者.....	8
4.2 企画書の作成.....	8
4.3 応募書類の提出方法.....	8
5. 企画提案書の評価基準.....	12
6. 審査の方法.....	13
7. 採択後の留意点と契約.....	14
7.1 採択後の留意点.....	14
7.2 委託契約の締結.....	14
7.3 知的所有権の帰属.....	15
8. 連絡先.....	15

# 1. 事業概要

## 1.1 背景・目的

東京都では、東京の「稼ぐ力」の中核となる第4次産業革命技術の社会実装を通じて、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society5.0」の実現に向け、都民の健康増進にも資する「ウェルネス」を重点分野として位置づけております。

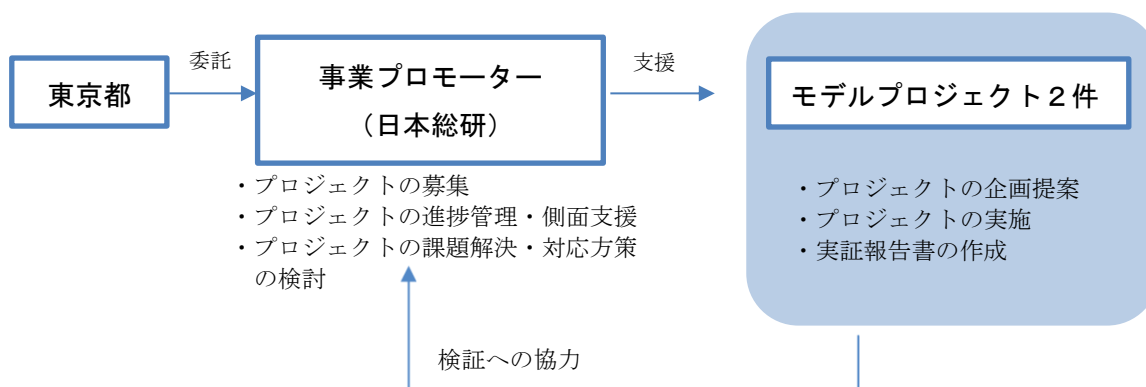
高齢社会が進展する中、国民の健康長寿に資する取組は関心が高く、新たなサービスの需要が高まっています。他方、ウェルネス分野においては、新たなサービス開発に際し、どのような臨床的な効果があったか・対象者の自覚としての体感変化があったかといった量的・質的な効果検証や、求められるサービスの仮説構築に向けた予防研究が必要とされています。そのため、各種医療施設等が有するデータや、個人に紐づくバイタルデータ等を活用してエビデンスを確立していくことが必要です。また、データを活用するためには、都民一人ひとりがデータを提供することによって得られるメリットを示し、データ活用の有用性を都民に還元・普及していくことも重要なことです。

本件事業において、上記のようなウェルネスデータを活用したサービス開発のほか、他分野のデータ連携なども含めた新たなウェルネスソリューションを生み出し、自律的な事業運営を目指すチャレンジングなプロジェクトを公募いたします。

## 1.2 実施スキーム

本事業におけるプロジェクト実施者は、事業プロモーター（株式会社日本総合研究所（以下、日本総研））の支援のもと、データを活用した「次世代ウェルネスソリューションの構築」事業（以下、「次世代ウェルネス構築事業」という。）を実施します。

プロジェクトの実施スキームは、下図のとおりです。



### 1.3 実施期間

審査・選定を経て、日本総研との契約締結後、令和3年2月までの期間でデータを活用したサービス実証を実施し、その効果測定を行います。なお、令和3年2月28日までに日本総研に対し、成果報告書を提出してください。

### 1.4 プロジェクト支援費

プロジェクト支援費は、1件あたり上限5,000万円（税込）を予定しております。2件のプロジェクトを選定し、プロジェクトの内容に応じて日本総研が配分します。

## 2. 募集対象

本事業は、健康・医療・介護といったウェルネス分野のデータ等を活用した都民の健康増進に資する新たなサービス開発を目指す先導的なプロジェクトを支援することで、データの利活用モデルを構築することを目的としています。

具体的には、ウェルネス分野や他分野の既取得・新規取得データを活用（データの連携による基盤構築や、データを活用した効果検証など）することで、都民の健康増進に資する新しいサービス等を生み出し、また、データ利活用モデルの構築に向けた課題抽出を実施します。なお、本事業では、得られた成果を将来的に自律的な事業として活用する計画を有するプロジェクトを募集します。

複数の主体（企業・大学・自治体など）が協力して、ウェルネスデータをはじめとしたデータを活用したサービスモデルを構築し、自治体や病院などをフィールドにサービス実証を通じて、新たなサービスの効果検証やサービス開発に資する予防研究を実施します。データを活用したサービスのプロトタイプがあること、サービスの効果検証ができる仕組みを有すること、モデルプロジェクト実施後自律的に事業を継続する計画のあるプロジェクトを、有識者等により構成される企画提案審査会により2件選定します。

なお、事業プロモーターである日本総研は、後述するモデルプロジェクトの選定・審査には、関与せず、事務局としての業務のみを行います。募集期間中において、申請予定者は日本総研に申請内容の相談・質問等を行うことが可能です。

（プロジェクトイメージ）

（例 1）個別同意の上、生活者行動データや健診データ等を統合・分析し、住民の健康増進に資する生活習慣病アプリを核とした住民の行動変容を促すサービスを提供する。さらに、統合・分析したデータを利用して、地域特性に着目したマーケティングサービスを事業者に向けて展開する。

（例 2）病院間のレセプトデータを統合し、分析することで、地域の高齢者の診療状況及び健康状態を把握し、各高齢者の実態に即した適切な介入サービスを提供する。

（例 3）糖尿病患者もしくは糖尿病の疑いがある住民のレセプトデータ、健診データ、食生活データ、栄養データ、行動データを統合・分析することで、該当住民に対して、とるべき行動・利用すべき製品・サービスのレコメンドを行う。上記のようなデータを定期的に取得し続けて、長期的な視点で、住民の健康改善に貢献する。

### 3. 応募要件

#### 3.1 応募要件

プロジェクトに応募する際は、以下に示す全ての応募要件を満たしていることとします。

(プロジェクトの条件)

- ウェルネスデータ※1を活用したプロジェクトであること
- ウェルネスデータに加えて、他のデータ（複数も可）を組み合わせたプロジェクトであること
- プロジェクトを通じて、新たなサービス又は予防研究を生み出し、自律的に事業を継続していく計画を有すること
- 自治体もしくは、大学、病院と協力し、実証ができる見込みがついていること
- 自治体保有のデータを将来的に活用する見込みがついていること

#### 3.2 応募主体の条件

複数の企業等が連携した応募主体であること。

- 応募主体者はプロジェクトの全体統括を行う代表団体を設置し、プロジェクトの管理や日本総研との窓口として、プロジェクト進捗などの報告を行うこと。代表団体は、日本総研との委託契約における受託者として、契約責任を有する。また、法人格を有する民間事業者または団体であること。
- プロジェクト実施の際は、関係法令を順守し、事業の安全性を確保すること。
- プロジェクト実施は、プロジェクト実施者（代表団体と参加団体）の責任で行うものとする。なお、プロジェクト実施に関して発生した損害等については、日本総研は一切責任を負わない。
- 東京都からの指名停止措置が講じられている者が応募主体者に含まれていないこと。
- 東京都が設置を検討している官民連携データプラットフォーム等の取組から協力要請があった場合は、協力の検討に応じること。
- 令和3年2月28日までに検証データ及び成果報告書を提出できること。また、令和2年12月15日までに、日本総研に対して、中間結果報告書の提出を行うこと。また、日本総研が東京都に対して実施する中間報告（令和3年1月中旬頃を予定）に対して、適宜、資料/データの提供等の協力を行うこと。
- モデルプロジェクト進捗管理責任者を代表団体から選出すること。
- 選定されたプロジェクトに関する予防研究・新たなサービスの開発に関する知的財産権は、選定プロジェクト参加者が保有するが、本事業実施を円滑かつ効果的に実施するために必要な場合は、日本総研の指示に従うことを前提とし、特に本事業でのデータの取り扱いに関する知見については、報告書に取りまとめ、都及び日本総研に共有すること。

※1 ウェルネスデータとは、保険者データ、レセプトデータ、電子カルテデータ、検査データ、介護保険関連データ、調剤データ、予防接種データ、バイタルデータ等を指す。別添データ種別一覧をご参照。

### 3.3 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、日本総研との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(資格要件)

1. 日本国内に拠点を有していること。
2. 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
3. 日本総研および参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
4. 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
5. 「情報管理方針」・「機密情報管理規則」・「機器管理」・「ウイルス対策」において規定類等が整っていること。（ISMS認証、プライバシーマーク取得、もしくは「JIS Q15000」に対する対策に沿った規定文章等が存在することが必要）
6. 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
7. 過去に法令違反などの業務遂行上の事象が発生していないこと。
8. モデルプロジェクト進捗等事務管理責任者を代表団体から選出すること。
9. 契約期間中には「情報管理状況報告書」を半期に1回以上提出すること。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、日本総研との委託契約に準拠していただきます。

### 3.4 その他

○ 不適正経理に伴う応募資格の停止

代表団体、および参加団体が、東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

○ 暴力団排除に関する応募制限

代表団体、及び参加団体にあつて、下記「契約の相手方として不適当な者」に該当する場合は応募できません。

**【契約の相手方として不適当な者】**

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき



## 4. 応募手続き

### 4.1 応募者

応募は、日本総研との委託契約を締結できる代表団体が行って下さい。

### 4.2 企画書の作成

企画提案内容を様式1に準拠する形で記載して下さい。企画提案内容は以下のとおりです。  
提案内容のサマリ

- 1 事業の背景・目的
  - 1-1 都民 QoL の向上への貢献
  - 1-2 取得データのビジネス活用への貢献
- 2 事業の内容及び実施方法
  - 2-1 事業に関するこれまでの取り組み
  - 2-2 事業における課題
  - 2-3 事業の実施内容
  - 2-4 データの取り扱い
  - 2-5 事業の実施方法
  - 2-6 事業化計画
- 3 事業実施計画
  - 3-1 期待される成果とその波及効果
  - 3-2 実施スケジュール
  - 3-3 見積
- 4 事業の実施体制
  - 4-1 実施体制・役割
  - 4-2 法令遵守
  - 4-3 個人情報保護方針
  - 4-4 倫理面での担保
  - 4-5 参加団体情報と連絡先

### 4.3 応募書類の提出方法

応募書類については、1つのメールもしくは電子媒体（CD-R、USB等）の郵送により提出して下さい。

以下のとおり、①提案書（様式1）を提出して下さい。

なお、応募書類（電子ファイル）は、Microsoft Word、Excel、PowerPointで作成したもの（保存形式はOffice2013までの形式）及びそれら電子ファイルをPDF形式に変換したファイルを合わせて提出してください。

なお、提出は、メールでの送付を基本としますが、電子媒体の郵送での送付も可とします。

メールを利用する場合

① 提案書（様式 1）

上記①の各文書の電子ファイル（Office 形式及び PDF 形式）

公募期間：公募開始 令和2年 6月26日（金）  
公募締切 令和2年 7月27日（月）正午

件名：「提出：令和2年度東京都 次世代ウェルネスソリューション公募」としてください。

応募書類の提出先：【E-mail】 [200010-tokyo-wellness@ml.jri.co.jp](mailto:200010-tokyo-wellness@ml.jri.co.jp)

郵送する場合

①提案書（様式 1）

上記①の各文書の電子ファイル（Office 形式及び PDF 形式）を納めたCD-R 1式

公募期間：公募開始 令和2年 6月26日（金）  
公募締切 令和2年 7月27日（月）正午必着  
（応募書類受付は郵送、宅配便とする。）

応募書類の提出先：

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング11階  
株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門  
「令和2年度東京都 次世代ウェルネスソリューション事業」公募係  
担当者：小倉・川舟・富樫・望月・田川

(留意事項)

- ・ 媒体を郵送する場合、応募書類送付時の封筒の宛名面に「令和2年度東京都 データを活用した次世代ウェルネスソリューション事業」と明記してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 応募書類の様式は、日本総研のウェブサイト内の特設サイト  
(<https://www.jri.co.jp/company/release/2020/0701/>) からダウンロードできますので、ご利用下さい。

## 5. 企画提案書の評価基準

現時点で想定される評価基準は、別添の審査項目一覧の通りです。

## 6. 審査の方法

東京都によって組成された企画提案審査会において、採択企業等を決定します。

応募者多数の場合には、企画提案書の内容を書類審査し、一次選定を実施する場合があります。

(審査方法)

- ・提出された企画提案書に基づき、企画提案審査会において、プレゼンテーションをしていただきます。
- ・企画提案審査会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査員4名程度によって、審査いたします。各社の企画提案内容は、”5企画提案書の評価基準”に基づき、各審査員が審査・採点を行います。

(留意点)

- ・ 審査の日程については、日本総研より直接連絡いたします。なお、WEB会議システムを利用したオンラインでの審査会を実施する可能性がある旨、ご了承ください。この場合は、開催方法について個別にご相談します。
- ・ 審査では、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもありますのでご注意ください。
- ・ 審査は都内での開催を予定しております。
- ・ 審査内容等は非公開です。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

選定結果については、企画提案審査会終了後速やかに各応募者に対して、日本総研より電子メールあるいは電話等にてご連絡いたします。なお、審査内容に関する質問に関しては一切お答えできません。

## 7. 採択後の留意点と契約

### 7.1 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。東京都からの依頼事項等を踏まえ、事業実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 事業実施期間中、東京都・日本総研の求めに応じて、毎週1回程度簡易な進捗報告を行っていただきます。また、必要に応じ、東京都・日本総研が進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各代表団体等は月1回定期的に東京都・日本総研に対し面談での進捗報告を行っていただきます。
- ・ 各代表団体等は、事業成果等の状況について、本事業において設置するウェルネスデータの活用に向けた検討会等で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各代表団体等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。  
(提出は、令和3年2月28日まで)

### 7.2 委託契約の締結

- ・ 審査を経て採択候補となった代表団体は、日本総研と速やかに委託契約を締結することとし、申請に必要な書類を日本総研に提出していただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合があります。
- ・ 上記の契約締結にあたり、採択候補となった代表団体は、以下①～⑥に示す書類を契約締結までに日本総研に提出いただきます。
  - ① パートナー登録情報管理に関する覚書
  - ② 登記簿謄本
  - ③ 財務諸表過去3か年分
  - ④ 情報管理に関する覚書
  - ⑤ 情報管理体制確認書
  - ⑥ その他実施内容に応じて提出を求める資料等

※提出いただく資料の書式については、採択候補の企業等が決定した後に日本総研より提示します。

- ・ 代表団体が事業の一部を契約により参加団体に委託する場合は、日本総研一代表団体との契約に準拠した形で、同様の書類提出を求めます。

### 7.3 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、契約書に定められた関連条項を遵守していただくことを条件に、代表団体とすることができます。また、代表団体と参加団体との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体とすることができます。詳細については、契約書（案）をご参照下さい。

<参考>知的財産権を代表団体に帰属させるための条件（一部）

- ① 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を、日本総研を通じて東京都に報告すること。
- ② 東京都が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託事業の成果に係る知的財産権を実施する権利を、日本総研を通じて東京都に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、東京都が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ許諾すること。

## 8. 連絡先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。

件名を「問合せ：令和2年度東京都 次世代ウェルネスソリューション公募」としてください。なお、問い合わせ締切りは、令和2年7月10日(金)といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 日本総合研究所

令和2年度東京都 データを活用した次世代ウェルネスソリューション事業  
公募係

〒142-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング11階

【E-mail】 [200010-tokyo-wellness@ml.jri.co.jp](mailto:200010-tokyo-wellness@ml.jri.co.jp)

以上